

文京区自殺対策計画策定について

1 策定の趣旨

平成 28 年改正自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づき、市町村は自殺対策計画の策定が義務付けられた。区は国の自殺総合対策大綱、市町村自殺対策計画策定の手引き及び東京都の自殺総合対策計画を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組を推進するため、文京区自殺対策計画（令和元年度～5 年度）を策定した。

2 策定の経過

平成 30 年	9 月	第 1 回自殺対策計画策定検討会議
平成 30 年	12 月	第 1 回自殺対策委員会
		第 2 回自殺対策計画策定検討会議
平成 31 年	1 月	第 2 回自殺対策委員会
		第 3 回自殺対策計画策定検討会議
平成 31 年	3～4 月	パブリックコメント（別紙 2）
令和元年	5 月	第 3 回自殺対策委員会
		第 4 回自殺対策計画策定検討会議
令和元年	7 月	文京区自殺対策計画の策定

3 計画の概要

(1) 区の自殺の現状

- ・本区の自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺死亡者数)は、平成 12 年の 32.3 をピークに減少傾向にあり、平成 29 年は 10.6 で、東京都 14.6、全国 16.4 よりも低い。
- ・平成 25 年から 29 年にかけて、本区で発生した自殺の遺書等から推定できる原因・動機は「健康問題」が一番多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」の順となっている。

(2) 計画の目標

- ・自殺対策の基盤となる活動や連携体制の構築
- ・自殺死亡率（人口 10 万人当たり）の減少傾向の維持

(3) 自殺対策推進のための施策

- ・区民への自殺対策の啓発と周知
- ・自殺対策を支える人材の育成
- ・自殺を防ぐための関係機関・地域ネットワークの強化
- ・悩みを抱える人の支援